

議第24号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,192人」を「9,146人」に改め、同項第5号中「2,565人」を「2,501人」に、「965人」を「952人」に改め、同項第9号ア中「1,619人」を「1,548人」に改め、同号イ中「1,622人」を「1,581人」に改め、同項中「17,068人」を「16,846人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、職員の定数を改定する必要があるので提案する。